

当社発電設備に係る再発防止対策の行動計画についての報告（概要）

1. これまでの経緯

当社は、発電設備に係るデータ改ざん、必要な手続きの不備等に関する点検結果および再発防止対策について、平成 19 年 3 月 30 日に原子力安全・保安院に報告した。また、平成 19 年 4 月 6 日には、具体的なアクションプランを取りまとめ、原子力安全・保安院に報告を行った。

本報告書は、平成 19 年 4 月 20 日の経済産業省からの指示に基づき、4 月 6 日に報告した再発防止対策、および経済産業省からの指示事項等に対する具体的な行動計画を取りまとめたものである。

2. 再発防止対策

2.1 基本的な考え方

当社は、平成 14 年の原子力発電所における点検・補修作業に係る不祥事以降、再発防止対策として「4 つの約束」を公表し、「しない風土」と「させない仕組み」の構築をめざし、企業倫理遵守、品質管理の徹底、情報公開などに取り組んできた。しかしながら、今回の発電設備の不適切な取り扱いに対する強い反省をふまえ、「しない風土」と「させない仕組み」を充実し、徹底するとともに、業務上の課題や問題を自発的に言い出し、それを積極的に受け止める取り組みとして「言い出す仕組み」を構築し、実施していくこととした。

2.2 再発防止対策の行動計画の概要

4 月 6 日に報告した以下の再発防止対策について、各対策のアクションプランの実施時期を明確にするなど、具体的な行動計画を策定した。

< 全社大の再発防止対策 >

(1) 意識面（しない風土）の対策

「企業倫理遵守に関する行動基準」の規定内容の充実
部門・職場の特性等を念頭においた企業倫理研修の充実
企業倫理遵守に関する宣誓書への署名
部門間、事業所間のより一層の人材交流の推進

(2) 仕組み面（させない仕組み）の対策

第一線職場の設備や業務実態に適合した規程・マニュアルへの見直し
内部監査機能の強化・充実

(3) 仕組み面（言い出す仕組み）の対策

立地地域・社会の声を業務運営に活かす仕組みの強化
業務の点検月間の設置等による業務の集中的見直しの実施
設備のトラブルや不具合を管理する仕組みの充実
業務プレッシャー等から第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポートの強化
第一線職場支援のための法務・コンプライアンス機能の強化
原子力部門の業務運営の見直し

< 原子力部門の再発防止対策 >

(1) 地域・社会の視点に立って考え・行動するための対策

・部門横断的役職の配置、危機管理体制の整備、対話活動の充実

(2) 意識面（しない風土）の対策

・安全文化の醸成、発電所運営の見える化促進、企業倫理遵守意識の更なる向上、コミュニケーションの更なる活性化

(3) 仕組み面（させない仕組み）の対策

・海水温度管理データに関わる措置、データ管理の明確化、組織としての問題共有と解決の実行、品質保証体制の更なる改善、牽制機能の強化、制御棒引き上げによる臨界事象の防止

(4) 仕組み面（言い出す仕組み）の対策

・地域・社会のご意見を業務に反映させる仕組みの強化、失敗に学ぶ組織文化を醸成する仕組みの整備、本店の発電所支援機能の強化

(5) 電事連大で展開する再発防止対策を踏まえ実施する対策

・組織風土評価の活用、安全文化醸成にかかる教育の充実、協力事業者との情報共有

3. 経済産業省からの行政処分、指示事項等に対する行動計画の概要

4 月 20 日の経済産業省からの指示事項等、5 月 7 日の行政処分に対して、以下のとおり具体的な行動計画を策定した。

(1) 行政処分

| 処分内容 | 行動計画 |
|-----------|--|
| 保安規定の変更命令 | 経営責任者による安全確保への関与強化、原子炉主任技術者の独立性、運転上の制限の逸脱が発生した場合の国への通報等について検討し、保安規定を変更 |
| 保安規程の変更命令 | 主任技術者の独立性、保安教育の徹底等について検討し、保安規程を変更 |
| 技術基準適合命令 | 小武川第三発電所上来沢川ダムについて、設備改修工事計画を策定し、工事を実施 |

(2) 経済産業省指示事項

| | 指示事項 | 行動計画 |
|-------|-------------------------|---|
| 原子力 | 経営責任者による安全確保への関与強化 | 経営責任者の安全確保に対する関与を強めることを保安規定に記載 |
| | 法令関係遵守のため保安教育の徹底 | 教育内容の決定、教材の作成を行い、教育方法を決定し、各原子力発電所にて教育を実施 |
| | アラームタイパーの原子力保安検査官による監視等 | アラームタイパーの記録確認方法を決定し、警報など印字記録を原子力保安検査官が監視 |
| | 原子力保安検査官の施設へのフリーアクセスの徹底 | 情報（会議体）へのアクセスフリー範囲を明確化し、運用を開始 |
| | 原子炉主任技術者の独立性が確保された体制の整備 | 主任技術者の牽制機能、独立性、選任の考え方について基本方針を決定し、保安管理体制を確立 |
| | 原子力発電施設の保安検査の結果の公開 | トラブル情報などの説明の具体的な進め方を明確化し、保安検査の結果を公開 |
| | NUCIA への登録の推進 | NUCIA への入力基準を電事連大で策定し、入力を開始 |
| 火力・水力 | 運転上の制限の逸脱が発生した場合の国への通報 | 国への通報は実施中。経営責任者へ報告することについては、保安規定に記載 |
| | 法令、技術に対する確実な教育訓練の徹底 | 教育の実施について保安規程を見直し、あわせて関連する社内規程・マニュアル類を改定 |
| | 部門間の情報共有 | 事故・トラブル情報共有のための連絡会の運営方法を改善し、部門間の情報共有を推進 |
| | 電力会社間等での情報共有 | 電事連に事故情報連絡会を設置し、電力会社間等の情報共有を推進 |

4. 再発防止対策の確実な実施と対策の見直し・改善

立地地域の皆さまやお客さまからの信頼を得ることが、東京電力グループの事業活動の基盤であることを改めて肝に銘じ、今回報告した行動計画に基づき、再発防止対策の確実な実施に努めていく。

再発防止対策については、今後、各部門が実施状況等のフォローを行うとともに効果の検証を実施していく。また、内部監査部門は、各再発防止対策の効果の検証も含めて的確かつ有効に実施されているか確認し、今年度末に再発防止策検討部会へ報告する。これらの検証結果を踏まえ、再発防止対策の継続的な見直し・改善を行う。